

令和6年第3回
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和6年9月20日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 6 号

令和6年9月20日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第6-1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
- 請願第6-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 陳情第6-4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

- 日程第3 認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第4 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について
- 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

（追加その1）

- 日程第5 委員会提出議案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書について
- 委員会提出議案第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第6-1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
- 請願第6-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 陳情第6-4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

- 日程第3 認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第4 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について
- 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

（追加その1）

- 日程第5 委員会提出議案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書について
- 委員会提出議案第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番大貫千尋君、20番小藺江一三君を指名いたします。

請願第6－1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願

請願第6－2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

陳情第6－4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情

○議長（大関久義君） 日程第2、請願第6－1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願から、陳情第6－4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情までの3件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、付託委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期定例会において教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、9月5日に委員会を開催し、審査を行いました。

まず、請願第6-1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願については、脳脊髄液減少（漏出）症となる原因の多様さ、病状の深刻さ、発見及び診断の困難さ、長期的ケアの必要性から、県内に専門医のいる病院を確保し、治療法を確立し、指定難病へ追加すべきであるなどの請願趣旨等を確認し、採決の結果、全会一致により当請願を採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願では、学校現場での様々な課題解決には教職員定数改善が不可欠であること、きめ細かな教育のため少人数学級の実現が不可欠であること、教育を一定水準に維持するためには義務教育費国庫負担制度の堅持が不可欠であるなどの請願趣旨等を確認し、採決の結果、全会一致により当請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました請願の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務企画委員長 安見貴志君登壇〕

○総務企画委員長（安見貴志君） 今期定例会において総務企画委員会に付託になりました陳情につきまして審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、9月4日及び17日に委員会を開催し、陳情第6-4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情について審査を行いました。

各委員の意見では、賛成の立場からは証拠は強制捜査権の中にあり、開示されず、無実の方が有罪になることにもつながるため、現行制度を改正すべきである。反対の立場からは、国において議論する内容であり、地方議会で判断すべきものではない。また、陳情の内容について一部理解ができる内容であるため、陳情の趣旨を採択すべきであるなど、様々な意見が出されました。

このような審査経過を経て、採決の結果、反対多数により当陳情を不採択とすべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして討論をさせていただきます。

陳情第6－4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情に対して、賛成の立場で討論をいたします。

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情は、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、次の点について刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めますとして、次の2項目を陳情事項としております。その一つは、再審における検察手持ち証拠の全面開示。二つ目は、再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止、この2点であります。

これに関して、日弁連、日本弁護士連合会は、次のような見解を公表しております。1967年8月30日に起きた事件に対して、同年10月10日に桜井昌司さんら2人が別容疑で逮捕された。刑務所に服役中の1983年、2人は裁判のやり直し、再審の請求をしましたが、9年の歳月がかかったものの、認められなかった。1996年11月仮釈放になって社会に戻った2人は、諦めることなく弁護団と共に再審請求の準備を始め、2001年12月に2回目の審査請求をしました。

2010年7月からやり直しの裁判、再審公判手続が始まり、都合7回の公判が行われました。ここでも弁護団は、検察官に対してまだ開示していない証拠を開示するよう求め、開示された無罪方向の証拠を提出しました。再審公判では、事件当時、杉山さんを被害者宅前で目撃したという証人の尋問がなされましたが、杉山さんであったという特定はされませんでした。また、2人に対する被告人質問がなされ、2人は警察や検察における取調べの状況を詳しく供述し、違法捜査がなされたことが赤裸々に語られました。2人が取調べの状況を長い期間にわたり何度も反すうしつつ、記憶を紡いできたことが強うかがわれます。

判決では、桜井さん、杉山さんら2人の犯人性は、これを推認させる状況証拠は何ら存在しないこと。他方、自白の任意性には疑義があること、信用性については否定されること、捜査官の違法な取調べがなされたこと、捜査官は偽証をしていたこと、再審請求審で開示された桜井さんに対する取調べ中の様子を録音したテープは各種の細工がなされていたことなどが指摘され、2人は強盗殺人の犯人ではないとして無罪となりました。2人が逮捕されてから実に44年の年月が経過して、2人が一貫して叫び続けていたことがやっと認められて、汚名をそそぐことができたのです。

警察や検察が違法な捜査を続け、検察官が不十分な証拠に基づき無理やり起訴し、公判では警察官が偽証まで繰り返していましたが、再審公判ではそうした多くの違法行為が明らかにされました。

このように、陳情の2項目の内容が、日弁連からも改善の必要性として記載されたものがございます。袴田事件は、6月30日、事件が起きました。そして、同年8月18日に袴田氏が逮捕されました。事件の経過についてはいろいろ報道等で発表されていますけれども、この判決が1980年11月19日、最高裁が上告破棄し、袴田氏の死刑が確定をいたしました。しかし、袴田氏が犯行着衣とされた5点の衣類に付着した血痕に関しDNA鑑定により、袴田氏のものでも被害者のものでもないとされました。捜査機関は、袴田氏を有罪にするために虚偽の実験を行っていたのですと、このように記載されております。

1981年4月20日に申し立てた袴田氏の第1次再審請求は、2008年3月24日、棄却されて終了しました。2008年4月25日、弁護団は袴田氏の第2次再審請求を静岡地裁に申し立てました。弁護団は5点の衣類のみそ漬け実験の結果を新たな証拠の一つとして裁判所に提出し、定期的に三者協議を行っていました。2020年12月22日、最高裁は、高裁判決を取り消して差戻しをいたしました。不十分な証拠に基づき無理やり起訴し、公判では警察官が偽証まで繰り返していましたが、再審公判ではそうした多くの違法行為が明らかにされました。

別なことを読んでしまいました。間違いです。先ほどの第1審の静岡地裁は、自白調書のうち44通を無効としながら、1通の検察官調書のみを採用し、さらに5点の衣類についても袴田氏のものであるとの判断をして、袴田氏に有罪を言い渡しました。この判決は、1980年11月19日、袴田氏の死刑が確定しましたというところからなんですけれども、2022年12月22日、最高裁は、高裁決定を取り消して差戻しをいたしました。そして、2023年3月13日、東京高裁は2014年の静岡地裁の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をいたしました。そして、検察官が特別抗告をしなかったため、再審開始決定が確定をいたしました。裁判のやり直しを行う再審公判は、静岡地裁にて2023年10月27日から計15回開催され、2024年、本年5月22日、検察は死刑を求刑、弁護団は無罪を主張して結審しました。判決は、今月、9月26日に言い渡される予定だとなっております。

組織も、個人も、間違いを犯すことがあります。大事なことは、間違いと分かったときに、その間違いに組織や個人がどのように向き合うか、これが大切であります。裁判所において死刑判決が出され、死刑囚が無実を訴え、裁判所で再審が認められてから再審が開始されるまでには、布川事件では4年以上かかり、袴田事件では2008年第2次再審請求から再審が開始されるまでの2023年まで、実に15年の歳月が流れております。再審が決定されて実質的な裁判が始まるまでに、長い年月が流れたことが分かりました。

そして、再審で審理が尽くされるまでに立ち塞がられているのが、二つの大きな壁、不当な壁です。その一つが、再審における検察手持ち証拠、全面開示されていないこと。そ

れからもう一つは、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止がされておられません。こういう主張があるのであれば、再審の中で検察が自説を述べればよいものであります。

上記2点を認めることができるかどうかで、無実の人を救うことができるかどうかが決まるといっても過言ではありません。このような問題が放置されることなく、皆さんと一つ一つ解決して、自由と民主主義と人権が尊重される日本社会への発展を目指していくことが大切だと考えます。よい方向への転換であれば、態度表明が変わる場合もあり得ます。議員の皆様方には状況を御賢察の上、御理解と御賛同をいただけますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、請願第6－1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決定いたしました。

次に、請願第6－2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決しました。

次に、陳情第6－4号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件を採択することに賛成の方はボタンを押してください。

不採択とすべき方はボタンを押さないでください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 採択することに賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認をしてください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成4、反対17、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

-
- 認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定について
 - 認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定について
 - 認定第4号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 - 認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定について

○議長（大関久義君） 日程第3、認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、決算特別委員会委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員会委員長安見貴志君。

〔決算特別委員長 安見貴志君登壇〕

○決算特別委員長（安見貴志君） 今期市議会定例会において決算特別委員会付託になりました案件について審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、9月9日、10日、11日の3日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定についての5件の審査を行いました。

審査に当たりましては、適正に予算が執行されたか、施策や事業の目的が達成されたか、市民サービスの向上に貢献したか、今後、改善を要する点などの視点で慎重に審査を行いました。審査の過程での主な質疑、意見について、簡潔に御報告申し上げます。

市長公室所管では、職員に対する研修内容について、職員のドローン免許の資格取得などについて質疑がありました。また、職員の健診受診率、メンタルヘルス相談件数について確認しました。

政策企画部所管では、定住化推進事業の移住支援金やふるさと納税の収支、またRPAやAI-OCR推進による成果などについて質疑がありました。

総務部所管では、市民活動団体への支援状況や結婚支援事業などについて質疑がありました。また、市税の収納状況について確認しました。

環境推進部所管では、脱炭素社会実現事業の内容や犬猫の去勢手術補助の状況などについて質疑がありました。

消防本部所管では、消防本部庁舎改修工事の概要やAEDの点検・更新方法などについて質疑がありました。

保健福祉部所管では、ひきこもりサポート事業の内容や高齢者と高校生のeスポーツ体験などについての質疑がありました。また、いこいの家はなさかの利用状況を確認しました。

市立病院所管では、外来患者数や入院稼働率、平日夜間診療や訪問診療など、経営状況について確認しました。

教育部所管では、ランドセル給付事業、民間連携等学力向上事業の成果などについて質疑がありました。また、GIGAスクール運営事業の問題点や、第3子の給食費無償化の現状などについて確認しました。

産業経済部所管では、北山公園の将来に向けた整備方針や、茨城ディスティネーションキャンペーンの成果、またバーチャル観光案内システムについてなどの質疑がありました。

都市建設部所管では、道路管理における草刈りの要望と処理状況について質疑があり、コスト縮減や遠隔操作草刈り機の新技术を活用した除草対策などについて確認しました。

上下水道部所管では、下水道浄化センター更新工事や、管路工事の進捗状況について質疑がありました。また、地区ごとの水洗化率や処理水量、不明水の状況などについて確認をしました。

以上が審査の過程においての主な質疑、意見でありました。

当委員会に付託となりました案件の採決結果であります。認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定では、マイナンバー保険証、スクールバス保護者負担金について反対討論がありました。採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

そのほか、認定第2号から認定第5号については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（大関久義君） 以上で決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

11番林田美代子君。

〔11番 林田美代子君登壇〕

○11番（林田美代子君） 11番、日本共産党の林田美代子でございます。議長の許可をいただきましたので、反対討論をいたします。

初めに、議員の皆様、執行部の皆様、期間中の真剣な審議、御苦労さまでございました。令和5年度一般会計歳入歳出決算では、暮らし、教育福祉、健康医療など市民生活全般に重要な予算が執行され、大きな役割を果たしました。

その上で、次の2点など問題点が見られました。反対する主な理由を申し述べます。

1、マイナンバーカードの交付事業に多額の予算が支出され、中でもマイナンバーカードに健康保険証をひもづけされ、公金受取口座がひもづけされるということに多額の費用が費やされました。総務管理費補助金として5,572万6,000円の国費ほかを歳入し、マイナンバーカードのシステム管理及びマイナンバーカードの交付に支出しました。間違ったひもづけで、全国的に多くの問題が発生しております。今年12月2日から新しく健康保険証の発行ができなくなろうとしています。多くの市民、国民はこのような措置に不安と疑問を持ち、世論調査でも国民の多くは問題だとしています。そもそもマイナンバー制度は、個人情報の漏えいの恐れがあり、民間による匿名個人情報という名目で民間ができるなどの問題が指摘されている制度です。これに多額の費用を支出すべきではありません。

2、教育費負担金として、小学校児童保護者から88人分の190万3,685円を収入し、中学校生徒保護者から8人分37万8,000円を収入しました。この負担金は、本来収入すべきではありません。

令和5年度の決算は重要な役割を果たしましたが、これらの問題点を含め、全体が問題なしと認定することはできません。議員の皆様の御賛同をいただきたくお願い申し上げ、認定第1号の反対討論といたします。

○議長（大関久義君） 12番田村泰之君

〔12番 田村泰之君登壇〕

○12番（田村泰之君） 12番田村泰之でございます。市政会を代表して、認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論します。

令和5年度は、最大の課題である少子化対策を「笠間市まるごと「子育て都市」宣言プロジェクト」として重点施策に位置づけ、若年から子育て世代の活躍促進と多様な人材確保のため、小学校、中学校、高校入学時の支援や第3子以降の給食費無償化、在宅子育て支援などの実施、また妊娠から子育て時期まで切れ目のない支援をするための相談体制の構築や各支援事業など、あらゆる分野から施策の強化、充実を図るため、一般会計で対前年度比2.3%の増額予算が編成されました。

決算状況を見ると、歳入は対前年度比1.0%増、一方、歳出は0.8%の減少となっています。固定資産税や法人市民税が増収になっているのは特徴点であります。一般会計と特別

会計を合わせても、歳入が対前年度比1.0%増に対し、歳出が対前年度比0.7%増ですから、令和5年度決算書を見る限り、市の財政は健全であると言えます。

市政会としては、令和5年度当初、学校給食費の無償化を含め笠間市の少子化対策、子育て支援策の充実が一目で分かる予算編成と、予算が限られている中で生活道路の改善がなかなか進まない現状を受けて、住民が材料費を負担し工事費は市が負担する私道、いわゆる私道の舗装新設事業の制度化を要望しました。残念ながら、学校給食費の無償化は予算化されませんでした。子ども・子育てに関する予算執行は、前年度に比べ約6%増えています。さらに、私道舗装等工事費助成金交付要綱が制定され、令和5年度は岩間地区の1か所で予算執行されています。私たち市政会からの要望も含めて、着実かつ計画的に市民福祉の増進に向けた事業が行われているというのが、市政会の決算書に対する評価であります。

また、マイナ保険証に関しては、健康保険証へのひもづけや公金受取口座へのひもづけが問題ではなく、石松議員が一般質問で取り上げたように、8割以上の市民にマイナンバーカードが普及しているという事実を踏まえて、市民誰もがマイナンバーカードの利便性を享受できる条件や環境を整備するための予算をもっと増やしていくことが、今後の課題だと考えます。

スクールバス料金については、国の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令により、小学校にあつては通学距離がおおむね4キロ以内、中学校にあつてはおおむね6キロ以内と定められており、それに基づき、笠間市では笠間市立小中学校スクールバス運行に関する条例の中で、無料化や料金の軽減制度が定められています。希望者全員を無料化するということは、一方で正規のバス代を払って通学している子どもたちの不公平が生じ、税の公平性から適切ではないと考えます。

以上、市政会の決算に対する評価とマイナ保険証とスクールバス料金に対する考え方を述べ、賛成討論とします。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

初めに、認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定とすることに決しました。

次に、認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

- 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について
- 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第4、議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）までの13件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長に審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務企画委員会委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務企画委員長 安見貴志君登壇〕

○総務企画委員長（安見貴志君） 今期市議会定例会において総務企画委員会に付託された議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、9月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第56号外2件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例については、自転車駐車場の管理方法などの質疑がありました。

次に、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）であります。消防本部消防総務課所管では消防団員研修負担金で団員の研修内容について、人事課所管では派遣職員負担金の派遣業務や派遣人数について、また企画政策課所管では地域経済循環創

造事業補助金やデマンド交通システム運行委託料について、総務課所管では立木伐採委託料についてなどの質疑がありました。

次に、討論であります。議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について及び議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について、反対討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第56号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また議案第60号、議案第61号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、9月5日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第57号外8件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第59号 工事請負契約の締結については、北川根小学校の改修工事の内容、財源内訳について確認し、損傷や劣化が確認された場合は、交換となる前の段階で修繕を実施することを要望いたしました。

次に、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）では、教育部では図書館所管の照明のLED化事業について、3館のLED化の状況に関する質疑がありました。また、こども部ではこども政策課所管の産後ケア事業について実施形態と申請状況に関する質疑が、またこども福祉課所管の在宅育児応援金事業について対象者の要件と今年度申請者が増加した原因に関する質疑がありました。

なお、議案第57号、議案第58号、議案第62号から議案第66号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、建設産業委員会委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設産業委員長 益子康子君登壇〕

○建設産業委員長（益子康子君） 今期市議会定例会において建設産業委員会に付託になりました議案について審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

当委員会は、9月6日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第61号外2件の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑や意見などについて御報告申し上げます。

初めに、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）でございますが、農政課所管では、粟栽培機材導入補助金の見直し内容と機材の種類、林道補修工事の場所と効果について質疑がありました。

観光課所管では、道の駅かさまの太陽光発電蓄電設備導入に対する補助の効果、北山公園の遊具点検、劣化状況評価業務の調査後の整備方針、菊まつりの夜間ライトアップ及び菊栽培所の整備内容について確認しました。

次に、建設課所管では、県道平町友部停車場線、友部二小付近の交差点改良及び渋滞対策等の質疑がありました。

次に、水道課所管の議案第67号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）では、給水車の購入状況についての質疑がありました。

次に、下水道課所管の議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）では、マンホール蓋の更新計画についての質疑がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けましたので、議案に対する討論を行います。

最初に、議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

提案理由で、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、所要の

改定をするものでありますと述べております。今回の笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例では、市条例第13条「法」、第9項「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」というところを「又は虚偽の届出をした」ことに改める、このことが条例の一部改正の内容であります。施行期日は令和6年12月2日からとなっており、この日以降は新たな健康保険証の発行は行わず、その代わりに今までの健康保険証を廃止し、それとほぼ同じ機能である資格確認書を発行するとの説明でありました。

マイナ保険証を利用しない人に発行していた紙の健康保険証を発行しないという前提での条例改定ですので、これには反対です。また、文言を削除しても10万円以下の過料を科するというようにしていることにも、反対をいたします。

そもそもマイナンバーカードの取得は、個人の自由な意思、任意に行うものであります。しかし、個人の任意の行為であるカードの取得とそのひもづけ等に対し、その見返りとして個人に多額のポイントを与え、マイナカードの取得、健康保険証とのひもづけ等に1人当たり最大2万ポイント、2万円相当を個人に付与し、総額で2兆円にも及ぶ費用を国全体ではかけてまいりました。国の対応は、合理性に欠けるものであります。

本日の茨城新聞では、全国保険医団体連合会は19日、マイナンバーカードに健康保険証機能を持たせたマイナ保険証に関する調査の中間結果を発表したとして、現行の保険証が12月2日に廃止されることに関し、保険証は残すべきだが7,881医療機関、76.9%、延期すべきだが1,439医療機関だったと報じております。また、本日のしんぶん赤旗によりますと、全国保険医団体連合会の発表に関して、トラブルの内容は、漢字が読み取れないが67%、カードリーダーの接続認証エラーが52%、資格情報が無効が48%などとなっています。一旦窓口で患者負担10割を請求した事例は9.4%で、10割負担と説明したら患者が受診せずに帰った事例もあったと、このような報告を報道しております。

マイナ保険証所有者は増えてきましたが、その利用は進まず、紙の健康保険証を利用する国民が多数となっております。政府のこのような不条理な対応に国民から強い批判が起り、紙の健康保険証の継続をすべきだとの声は多数です。

自民党総裁選の候補者の1人で政府の中枢にいる方から廃止時期の延期につなげることを示唆すると捉えられる発言がなされ、注目されてからすぐに打ち消すという、このような案件もございました。政権の中枢にいるからこそ、その問題点に敏感に反応したのではないかと推察いたします。

マイナンバーカードは、情報の保全性に課題があり、個人情報漏えいの懸念があります。また、匿名性の低い匿名個人情報を地方自治体が民間等に活用させることが可能な制度を併せ持っております。

よって、これに反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただけますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

次、議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について、反対の立場で討論をいたします。

地方自治法第286号第1項の規定により、茨城租税債権管理機構規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、関係市町村と協議することについて、同法290条の規定により、議会の議決を求めるとして、本年8月30日、市長から提案されました。それによると、茨城租税債権管理機構規約第3条第1号中、市町村が賦課するとされている地方税に係る滞納事案のうち、今年度から課税される国の森林環境税に関して滞納があれば住民税とともに徴税業務を茨城租税債権管理機構に委託できるようにする議案です。そのため、県独自の森林湖沼環境税について引き続き1人年額1,000円課税され、滞納徴収は機構に委託できるとされております。

税の徴収は本来市町村が行うべき業務であり、差押え前提の強権的な管理機構に回すことに反対です。この際、租税債権管理機構は解散すべきものと考えます。

よって、この議案に反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

次、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論いたします。

令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の一つ、歳入、15款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金24万8,000円等が、歳出で、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節の住基ネットワークシステム機器保守料、13節の住基ネットワークシステム機器使用料にそれぞれ充てられました。これらはプライバシー保全に関わり懸念があり、過去に他県で裁判に関わり原告住民が勝訴した例がございます。

二つ、歳入、17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節不動産売払収入の2,069万9,000円であります。これに関しましては、経過がありますので、若干説明させていただきます。

この不動産売払収入の2,069万9,000円は、旧笠間保健センターの跡地を不動産関係の企業に売り払った代金の収入だと、このような説明がございました。笠間市が市の長期計画に基づいて、旧笠間保健センターをその機能を一部は友部地区に、ほかの機能を笠間地区等に分散移転して機能を維持しつつ、建物は取り壊す方針を示しました。これに対して、地元の住民の方々が市民福祉に必要な施設なので、この場所で従来の機能を維持させて、乳幼児健診、障害者福祉、住民の健康維持施設として、そのほか住民の集会等にも使えるように運営を維持してほしいとの強い要望がありました。住民代表が署名を携えて市長への要望を行ったと聞いております。児童、高齢者、福祉等に重要な役割を持つものでしたので、私も住民の皆さんの思いに協力をいたしました。そして、議会での質問を通じて、運営継続の立場で、打開策を模索しました。

その後、笠間市は市民の声を受けて、民間委託により住民要望を実現する方向で施設を残したいと、建物を残したい旨の提案をいたしました。応募事業者がいなかったとのことで、その方向での進展はありませんでした。その後、笠間保健センターを取り壊す前提で、地元住民の方々と地元住民のための会館を造る案や、公園を造って地元の住民に提供したいなどの提案を地元の区長会等に提案し、話し合いを行ったと聞いております。機能を維持し、取り壊すことを前提にしたものでありましたが、地元で役立つ施設を造ろうと考えていたのではないかと私も思います。その後、取り壊され更地になり売却となり、不動産売却収入となったということです。

この経過から、旧笠間保健センターとして継続運営をしてほしいという市民要望を踏まえて現状を見るならば、2,069万9,000円の不動産売却収入をよかったと評価することを私はできません。額の多寡ではなく、政策への評価とさせていただきます。

補正予算全体では児童福祉総務費の1億3,961万3,000円など有効な役割を果たしておりますが、上記の点に反対をいたします。議員の皆様方には御理解と御賛同をいただきたくお願い申し上げます。反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

討論が終わりました。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、ボタンのマイクが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

教育福祉委員会委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで追加日程議案を配信するため、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料は、タブレット、本日の日程から画面右上の更新ボタンを押して御覧ください。

委員会提出議案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書について

委員会提出議案第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

○議長（大関久義君） 日程第5、委員会提出議案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書について及び委員会提出議案第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての2件を一括議題といたします。提案者の説明を求めます。

教育福祉委員会委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 委員会提出議案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

脳脊髄液減少（漏出）症は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出し、原因不明の頭痛や目まいを引き起こす難病です。しかし、現在は難病指定もなく、茨城県内に専門医のいる拠点となる病院が1か所もないため、多くの患者及びその家族が苦しんでおります。

よって、難病の指定と医療体制の改善を求め、地方自治法第99条の規定により、国等へ意見書を提出するものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

次に、委員会提出議案第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての提案理由を申し上げます。

学校現場は、子どもの貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など様々な課題により、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間の確保が困難な状況になっているため、教職員定数改善やさらなる少人数学級の実現が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が引き下げられ、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、国庫負担制度の堅持は不可欠であります。

よって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持の予算を確保するよう、地方自治法第99条の規定により、国等へ意見書を提出するものです。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては御賛同賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第5号 脳脊髄液減少（漏出）症の診断・治療体制の確立等を求める意見書についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第6号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和6年第3回笠間市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり大変御苦労さまでした。

午前11時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 大 貫 千 尋

署 名 議 員 小 菌 江 一 三